

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>(離職時健康診断)</p> <p>第9条の2 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。</p> <p>一 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。） 1年6月</p> <p>二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2又は管理3であるもの 6月</p> <p>三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者（労働省令で定める労働者を除く。） 6月</p> <p>2 第7条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。</p> <p>(労働安全衛生法の健康診断との関係)</p> <p>第10条 事業者は、じん肺健康診断を行った場合においては、その限度において、労働安全衛生法第66条第1項又は第2項の健康診断を行わなくてもよい。</p> <p>(受診義務)</p> <p>第11条 関係労働者は、正当な理由がある場合を除き、第7条から第9条までの規定により事業者が行うじん肺健康診断を受けなければならない。ただし、事業者が指定した医師の行うじ</p>	<p>(離職時健康診断の対象となる労働者の雇用期間)</p> <p>第12条 法第9条の2第1項の労働省令で定める期間は、1年とする。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>ん肺健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うじん肺健康診断を受け、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を事業者に提出したときは、この限りでない。</p> <p>第2節 じん肺管理区分の決定等 (事業者によるエックス線写真等の提出)</p> <p>第12条 事業者は、第7条から第9条の2までの規定によりじん肺健康診断を行ったとき、又は前条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面が提出されたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、じん肺の所見があると診断された労働者について、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。</p> <p>(じん肺管理区分の決定手続等)</p> <p>第13条 第7条から第9条の2まで又は第11条ただし書の規定によるじん肺健康診断の結果、じん肺の所見がないと診断された者のじん肺管理区分は、管理1とする。</p> <p>2 都道府県労働基準局長は、前条の規定により、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面が提出されたときは、これらを基礎として、地方じん肺診査医の診断又は審査により、当該労働者についてじん肺管理区分の決定をするものとする。</p> <p>3 都道府県労働基準局長は、地方じん肺診査医の意見により、前項の決定を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、期日若しくは方法を指定してエックス線写真の撮影若しく</p>	<p>(事業者によるエックス線写真等の提出の手続)</p> <p>第13条 法第12条の規定による提出をしようとする事業者は、様式第2号による提出書にエックス線写真及び様式第3号によるじん肺健康診断の結果を証明する書面を添えて、所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。</p> <p>第14条 法第7条から第9条の2までの規定によるじん肺健康診断をその一部を省略して行つた事業者は、法第12条の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面を提出する場合においては、その省略したじん肺健康診断の一部に相当する検査に係るエックス線写真又は当該検査の結果を証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(都道府県労働基準局長等の命ずる検査の範囲)</p> <p>第15条 法第13条第3項(法第15条第3項、第16条第2項、第16条の2第2項及び第19条第3項において準用する場合を含む。)の勞</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>は労働省令で定める範囲内の検査を行うべきこと又はその指定する物件を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 事業者は、前項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行ったときは、遅滞なく、都道府県労働基準局長に、当該エックス線写真又は検査の結果を証明する書面その他その指定する当該検査に係る物件を提出しなければならない。</p> <p>5 第11条本文の規定は、第3項の規定による命令を受けてエックス線写真の撮影又は検査を行なう場合に準用する。</p> <p>(通知)</p> <p>第14条 都道府県労働基準局長は、前条第2項の決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を当該事業者へ通知するとともに、遅滞なく、第12条又は前条第3項若しくは第4項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、当該労働者(労働省令で定める労働者であつた者を含む。)に対して、その者について決定されたじん肺管理区分及びその者が留意すべき事項を通知しなければならない。</p>	<p>労働省令で定める範囲内の検査は、次に掲げるものの範囲内の検査とする。</p> <p>一 第4条から第7条までの検査</p> <p>二 肺気量測定検査</p> <p>三 換気力学検査</p> <p>四 ガス交換機能検査</p> <p>五 負荷による肺機能検査</p> <p>六 心電計による検査</p> <p>(じん肺管理区分の決定の通知)</p> <p>第16条 法第14条第1項(法第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、所轄都道府県労働基準局長がじん肺管理区分決定通知書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>第17条 法第14条第2項(法第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。第19条において同じ。)の規定による通知は、じん肺管理区分等通知書(様式第5号)により行うものとする。</p> <p>(通知の対象となる労働者であつた者)</p> <p>第18条 法第14条第2項の労働省令で定める労働者であつた者は、当該事業者へ使用されている間にその者について決定されたじん肺管理</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>3 事業者は、前項の規定による通知をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を作成し、これを3年間保存しなければならない。</p> <p>(随時申請)</p> <p>第15条 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者は、いつでも、じん肺健康診断を受けて、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請は、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面を添えてしなければならない。</p> <p>3 第13条第2項から第4項まで及び前条第1項の規定は、第1項の規定による申請があつた場合に準用する。この場合において、第13条第2項中「前条」とあるのは「第15条第2項」と、同条第3項及び第4項中「事業者」とあるのは「申請者」と、前条第1項中「当該事業者」とあるのは「申請者及び申請者を使用する事業者」と、「第12条又は前条第3項若しくは第4項」とあるのは「前条第3項若しくは第4項又は次条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第16条 事業者は、いつでも、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者について、じん肺健康診断を行い、労働省令で定めるところにより、都道</p>	<p>区分及びその者が留意すべき事項の通知を受けることなく離職した者とする。</p> <p>(通知の事実を記載した書面の作成)</p> <p>第19条 事業者は、法第14条第2項の規定により通知をしたときは、当該通知を受けた労働者が当該通知を受けた旨を記入し、かつ、署名又は記名押印をした書面を作成しなければならない。</p> <p>(随時申請の手続)</p> <p>第20条 法第15条第1項又は第16条第1項の規定による申請は、じん肺管理区分決定申請書(様式第6号)を所轄都道府県労働基準局長(常時粉じん作業に従事する労働者であつた者(事業場において現に粉じん作業以外の作業に常時従事しており、かつ、当該事業場において常時粉じん作業に従事していたことがある者を除く。))にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働基準局長)に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 法第15条第2項(法第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定するじん肺健康診断の結果を証明する書面は、様式第3号によるものとする。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>府県労働基準局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができる。</p> <p>2 前条第2項の規定は前項の規定による申請に、第13条第2項から第4項まで及び第14条の規定は前項の規定による申請があつた場合に準用する。この場合において、第13条第2項中「前条」とあるのは「第16条第2項の規定により準用する第15条第2項」と、第14条第1項中「第12条又は前条第3項若しくは第4項」とあるのは「前条第3項若しくは第4項又は第16条第2項の規定により準用する次条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(エックス線写真等の提出命令)</p> <p>第16条の2 都道府県労働基準局長は、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者について、適正なじん肺管理区分を決定するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対して、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面(次項において「エックス線写真等」という。)を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 第13条第2項から第4項まで及び第14条の規定は、前項の規定によりエックス線写真等の提出があつた場合に準用する。この場合において、第14条第1項中「第12条又は前条第3項若しくは第4項」とあるのは「前条第3項若しくは第4項又は第16条の2第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の作成及び保存等)</p> <p>第17条 事業者は、労働省令で定めるところにより、その行ったじん肺健康診断及び第11条</p>	<p>(エックス線写真等の提出命令の手続)</p> <p>第21条 法第16条の2第1項の規定による命令は、所轄都道府県労働基準局長が書面で行うものとする。</p> <p>(記録の作成及び保存等)</p> <p>第22条 事業者は、法第7条から第9条の2までの規定によりじん肺健康診断を行ったとき、</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>ただし書の規定によるじん肺健康診断に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>2 事業者は、労働省令で定めるところにより、前項の記録及びじん肺健康診断に係るエックス線写真を7年間保存しなければならない。</p> <p>(不服申立て)</p> <p>第18条 第13条第2項(第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)の決定についての審査請求における審査請求書には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項のほか、労働省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の審査請求書には、労働省令で定めるところにより、当該決定に係るエックス線写真その他の物件及び証拠となる物件を添付しなければならない。</p> <p>第19条 前条第1項の審査請求の裁決は、中央じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。</p> <p>2 労働大臣は、前条第1項の審査請求について、当該決定を取り消す旨の裁決をするときは、裁決で、労働者又は労働者であつた者についてじん肺管理区分を決定するものとする。</p> <p>3 第13条第3項及び第4項の規定は、前条第1項の審査請求があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」と、「地方</p>	<p>又は法第11条ただし書の規定によりエックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面が提出されたときは、遅滞なく、当該じん肺健康診断に関する記録を様式第3号により作成しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の場合には、同項の記録及び当該じん肺健康診断に係るエックス線写真を保存しなければならない。ただし、エックス線写真については、病院、診療所又は医師が保存している場合は、この限りでない。</p> <p>(審査請求書の記載事項)</p> <p>第23条 法第18条第1項の労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 決定を受けた者の氏名及び住所</p> <p>二 法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所</p> <p>(審査請求書に添付すべき物件)</p> <p>第24条 法第18条第2項の審査請求書には、当該決定に係るエックス線写真及び次に掲げる物件並びに証拠となる物件を添付しなければならない。</p> <p>一 じん肺健康診断の結果を証明する書面</p> <p>二 法第13条第3項(法第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令を受けて行つた検査の結果を証明する書面</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。</p> <p>4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第2項の規定又は前項において準用する第13条第3項若しくは第4項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。</p> <p>5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第42条第4項の規定によるほか、裁決書の謄本を労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。</p> <p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第20条 第18条第1項に規定する処分取消しの際は、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することはできない。</p> <p>第3節 健康管理のための措置 (事業者の責務)</p> <p>第20条の2 事業者は、じん肺健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業上適切な措置を講ずるよう努めるとも</p>	<p>(利害関係者)</p> <p>第25条 法第19条第5項の労働省令で定める利害関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 審査請求人が労働者又は労働者であつた者であるときは、当該事業者又は事業者であつた者</p> <p>二 審査請求人が事業者又は事業者であつた者であるときは、当該労働者又は労働者であつた者</p> <p>三 審査請求人が前2号に掲げる者以外の者であるときは、当該労働者又は労働者であつた者及び当該事業者又は事業者であつた者</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>に、適切な保健指導を受けることができるための配慮をするように努めなければならない。 (粉じんにさらされる程度を低減させるための措置)</p> <p>第20条の3 事業者は、じん肺管理区分が管理2又は管理3イである労働者について、粉じんにさらされる程度を低減させるため、就業場所の変更、粉じん作業に従事する作業時間の短縮その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(作業の転換)</p> <p>第21条 都道府県労働基準局長は、じん肺管理区分が管理3イである労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、事業者に対して、その者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるべきことを勧奨することができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による勧奨を受けたとき、又はじん肺管理区分が管理3ロである労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、当該労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとするよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、前項の規定により、労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させることとなつたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。</p> <p>4 都道府県労働基準局長は、じん肺管理区分が管理3ロである労働者が現に常時粉じん作業に従事している場合において、地方じん肺診査医の意見により、当該労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対して、その者を粉</p>	<p>(転換の勧奨)</p> <p>第26条 法第21条第1項の規定による勧奨は、所轄都道府県労働基準局長が書面で行うものとする。</p> <p>(転換の通知)</p> <p>第27条 法第21条第3項の規定による通知は、所轄都道府県労働基準局長に対して書面で行うものとする。</p> <p>(転換の指示)</p> <p>第28条 法第21条第4項の規定による指示は、所轄都道府県労働基準局長が書面で行うものとする。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>じん作業以外の作業に常時従事させるべきことを指示することができる。</p> <p>(転換手当)</p> <p>第 22 条 事業者は、次の各号に掲げる労働者が常時粉じん作業に従事しなくなつたとき(労働契約の期間が満了したことにより離職したときその他労働省令で定める場合を除く。)は、その日から7日以内に、その者に対して、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ労働基準法第 12 条に規定する平均賃金の当該各号に掲げる日数分に相当する額の転換手当を支払わなければならない。ただし、労働大臣が必要があると認めるときは、転換手当の額について、労働省令で別段の定めをすることができる。</p> <p>一 前条第 1 項の規定による勸奨を受けた労働者又はじん肺管理区分が管理 3 である労働者(次号に掲げる労働者を除く。) 30 日分</p> <p>二 前条第 4 項の規定による指示を受けた労働者 60 日分</p> <p>(作業転換のための教育訓練)</p> <p>第 22 条の 2 事業者は、じん肺管理区分が管理 3 である労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるために必要があるときは、その者に対して、作業の転換のための教育訓練を行うように努めなければならない。</p> <p>(療養)</p> <p>第 23 条 じん肺管理区分が管理 4 と決定された者及び合併症にかかっていると認められる者は、療養を要するものとする。</p>	<p>(転換手当の免除)</p> <p>第 29 条 法第 22 条の労働省令で定める場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法第 7 条の規定によるじん肺健康診断(法第 7 条に規定する場合における法第 11 条ただし書の規定によるじん肺健康診断を含む。)を受けて、じん肺管理区分が決定される前に常時粉じん作業に従事しなくなつたとき、又はじん肺管理区分が決定された後、遅滞なく、常時粉じん作業に従事しなくなつたとき。</p> <p>二 新たに常時粉じん作業に従事することとなつた日から 3 月以内に常時粉じん作業に従事しなくなつたとき(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>三 疾病又は負傷による休業その他その事由がやんだ後に従前の作業に従事することが予定されている事由により常時粉じん作業に従事しなくなつたとき。</p> <p>四 天災地変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつたことにより離職したとき。</p> <p>五 労働者の責めに帰すべき事由により解雇されたとき。</p> <p>六 定年その他労働契約を自動的に終了させる事由(労働契約の期間の満了を除く。)により離職したとき。</p> <p>七 その他労働大臣が定めるとき。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>第 3 章 じん肺審議会</p> <p>(設置)</p> <p>第 24 条 労働省に、じん肺審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(権限)</p> <p>第 25 条 審議会は、労働大臣その他関係大臣の諮問に応じて、じん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第 26 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 審議会には、委員のほか、専門委員を置くことができる。</p> <p>3 専門委員は、議決に加わることができない。</p> <p>(委員及び専門委員)</p> <p>第 27 条 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業者を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。</p> <p>4 専門委員は、専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。</p> <p>5 委員及び専門委員は、非常勤とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第 28 条 審議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、学識経験のある者のうちから任命さ</p>	<p>第 3 章 じん肺審議会</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>れた委員のうちから、委員が選挙する。</p> <p>3 会長は、審議会の会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された委員が会長の職務を代理する。</p> <p>(部会)</p> <p>第29条 審議会上、その議決により部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に、その部会に属する委員の互選により、部会長を置く。</p> <p>4 部会長は、部会の会務を総理する。</p> <p>第30条 削除</p> <p>(労働省令への委任)</p> <p>第31条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。</p>	<p>(じん肺審議会の委員)</p> <p>第30条 じん肺審議会(以下「審議会」という。)の委員のうち、労働者を代表する委員と事業者を代表する委員とは、同数とする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第31条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>(議事)</p> <p>第32条 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、事業者を代表する委員及び学識経験のある者のうちから任命された委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第32条の2 審議会の庶務は、労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第33条 この省令に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p>
<p><b>第4章 政府の援助等</b></p> <p>(技術的援助等)</p> <p>第32条 政府は、事業者に対して、粉じんの測定、粉じんの発散の防止及び抑制、じん肺健康診断その他じん肺に関する予防及び健康管理に関し、必要な技術的援助を行うように努めなければならない。</p> <p>2 政府は、じん肺の予防に関する技術的研究及び前項の技術的援助を行なうため必要な施設の整備を図らなければならない。</p> <p>(粉じん対策指導委員)</p> <p>第33条 都道府県労働基準局並びに鉱山保安監</p>	<p><b>第4章 雑 則</b></p> <p>(粉じん対策指導委員及びじん肺診査医の任期)</p> <p>第34条 都道府県労働基準局に置かれる粉じん</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>督局及び鉱山保安監督部に、事業者が行うじん肺の予防に関する措置について必要な技術的援助を行わせるため、粉じん対策指導委員を置くことができる。</p> <p>2 粉じん対策指導委員は、衛生工学に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣又は通商産業大臣が任命する。</p> <p>3 粉じん対策指導委員は、非常勤とする。</p> <p>(職業紹介及び職業訓練)</p> <p>第34条 政府は、じん肺管理区分が管理3である労働者が当該事業場において粉じん作業以外の作業に常時従事することができないときは、当該労働者のために、職業紹介及び職業訓練に関し適切な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>(就労施設等)</p> <p>第35条 政府は、じん肺にかかった労働者であつた者の生活の安定を図るため、就労の機会を与えるための施設及び労働能力の回復を図るための施設の整備その他に適切な措置を講ずるように努めなければならない。</p>	<p>対策指導委員及び非常勤の法第39条第4項のじん肺診査医の任期は、2年とする。</p> <p>2 前項の粉じん対策指導委員及びじん肺診査医の任期が満了したときは、当該粉じん対策指導委員及びじん肺診査医は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。</p>
<p><b>第5章 雑 則</b></p> <p>(法令の周知)</p> <p>第35条の2 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を粉じん作業を行う作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付ける等の方法により、労働者に周知させなければならない。</p> <p>(じん肺健康診断に関する秘密の保持)</p> <p>第35条の3 第7条から第9条の2まで及び第16条第1項のじん肺健康診断の実施の事務に</p>	

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(公課の禁止)</p> <p>第 36 条 租税その他の公課は、転換手当を標準として課することができない。</p> <p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第 37 条 転換手当の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。</p> <p>(時効)</p> <p>第 38 条 転換手当の支払を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。</p> <p>(じん肺診査医)</p> <p>第 39 条 労働省に中央じん肺診査医を、都道府県労働基準局に地方じん肺診査医を置く。</p> <p>2 中央じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うものとする。</p> <p>3 地方じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うほか、第 21 条第 4 項の規定による指示に関する事務に参画するものとする。</p> <p>4 中央じん肺診査医及び地方じん肺診査医(以下この条及び次条において「じん肺診査医」という。)は、じん肺に関し相当の学識経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。</p> <p>5 じん肺診査医は、非常勤とすることができる。</p> <p>(じん肺診査医の権限)</p> <p>第 40 条 じん肺診査医は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による職務を行うため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行う事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に</p>	

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>質問し、又はニックス線写真若しくは診察録その他の物件を検査することができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(労働基準監督署長及び労働基準監督官)</p> <p>第 41 条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。</p> <p>(労働基準監督官の権限)</p> <p>第 42 条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要な限度において、粉じん作業を行なう事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿書類を検査し、又は粉じんの測定若しくは分析を行なうことができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 43 条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定による司法警察員の職務</p>	<p>(証票)</p> <p>第 35 条 法第 40 条第 2 項の証票は様式第 7 号に、法第 42 条第 2 項の証票は労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)様式第 18 号によるものとする。</p> <p>(労働基準監督署長及び労働基準監督官)</p> <p>第 36 条 労働基準監督署長は、都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。</p> <p>2 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>を行なう。 (労働者の申告) 第 43 条の 2 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。</p> <p>2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(報告) 第 44 条 労働大臣、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、事業者に、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができる。</p> <p>(経過措置) 第 44 条の 2 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。</p> <p>第 6 章 罰 則</p> <p>第 45 条 次の各号の一に該当する者は、30万円</p>	<p>(報告) 第 37 条 事業者は、毎年、12 月 31 日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年 2 月末日までに、様式第 8 号により所轄労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働基準局長に報告しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による報告のほか、じん肺に関する予防及び健康管理の実施について必要な事項に関し、労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長から要求があつたときは、当該事項について報告しなければならない。</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
<p>以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 12 条、第 13 条第 4 項（第 16 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 14 条第 2 項（第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 14 条第 3 項（第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 22 条、第 35 条の 2、第 35 条の 3 又は第 43 条の 2 第 2 項の規定に違反した者</p> <p>二 第 13 条第 3 項（第 16 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 16 条の 2 第 1 項又は第 21 条第 4 項の規定による命令又は指示に違反した者</p> <p>三 第 40 条第 1 項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 第 42 条第 1 項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査、測定若しくは分析を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>五 第 44 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者</p> <p>第 46 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。</p>	<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>一 土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 坑外の、鉱物等を湿式により試雑する場</p>



じん肺法	じん肺法施行規則
	<p>所における作業</p> <p>ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業</p> <p>二 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号、第9号又は第18号に掲げる作業を除く。)</p> <p>三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業</p> <p>ハ 設備による注水をしながらふるいわける場所における作業</p> <p>四 坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。</p> <p>五 坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業</p> <p>五の二 坑内であつて、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業</p> <p>六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第13号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
	<p>ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業</p> <p>七 研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。</p> <p>八 鉱物等、炭素を主成分とする原料(以下「炭素原料」という。)(又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業(第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。))。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業</p> <p>ロ 設備による注水又は注油をしながら鉱物等又は炭素原料を動力によりふるいわける場所における作業</p> <p>ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し、又は粉碎する場所における作業</p> <p>九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第3号、第16号又は第18号に掲げる作業を除く。)</p> <p>十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
	<p>十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第 14 号までに掲げる作業を除く。）</p> <p>十二 ガラス又はほうろりを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは混合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p> <p>十三 陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研ま材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業</p> <p>ロ 水の中で原料を混合する場所における作業</p> <p>十四 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。</p> <p>十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所に</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
	<p>における作業（第 7 号に掲げる作業を除く。）。</p> <p>ただし、設備による注水若しくは注油をしたがら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。</p> <p>十六 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業</p> <p>十七 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。</p> <p>十八 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業</p> <p>十九 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業</p> <p>二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。</p> <p>二十一 金属を溶射する場所における作業</p> <p>二十二 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製練する場所における作業</p> <p>二十三 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、労働大臣が指定するものをいう。）の内部</p>

じん肺法	じん肺法施行規則
	<p>の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業</p> <p>二十四 石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業</p>

様式第1号(第3条関係)

非粉じん作業認定申請書				
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地
				(電話 )
認定作業	別表の号別区分	作業の内容	現に従事する労働者の数	過去七年間に従事した労働者の数
粉じんとなる物質の種類及び取扱量		種類	取扱量	
粉じん発生源を有する機械又は設備の種類、能力及び台数				
作業環境管理のための措置		無 有 [ 局所排気装置 湿潤化 密閉化 動力による換気 その他の措置 ( ) ]		
年 月 日				
事業者 職 氏 名 印				
都道府県労働基準局長殿				

## 備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「過去七年間に従事した労働者の数」の欄は、現に従事する労働者の数を除いた数を記入すること。
- 3 「取扱量」の欄は、日、週、月等一定期間に通常取り扱う量を記入すること。
- 4 「作業環境管理のための措置」の欄は、該当するものに○を付し、その他の措置に○を付した場合にはその具体的内容を( )内に記載すること。
- 5 この申請書には、当該粉じん作業場の写真又は図面を添付すること。
- 6 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。



様式第4号 (第16条関係)

番 号  
年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

都道府県労働基準局長 ㊤

年 月 日本職あて(提出)のあったじん肺管理区分の決定に関する(提出)に基づき、じん肺法(第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。))の第15条第3項において準用する同法第13条第2項第16条第3項において準用する同法第13条第2項の規定により下記のとおりじん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求をすることができます。

記

氏 名 住 所	じん肺管理区分	備 考			療養の要否
		じん肺健康診断の結果			
		エックス線写真の像	肺機能障害	かかっている合併症の名称	
	管理1 PR <sub>0</sub> 管理2 PR <sub>1</sub> 管理3イ PR <sub>2</sub> 管理3ロ PR <sub>3</sub> 管理4 PR <sub>4</sub> (A, B) 管理4 PR <sub>4</sub> (C)	F (-)			要
	管理1 PR <sub>0</sub> 管理2 PR <sub>1</sub> 管理3イ PR <sub>2</sub> 管理3ロ PR <sub>3</sub> 管理4 PR <sub>4</sub> (A, B) 管理4 PR <sub>4</sub> (C)	F (+)			否
	管理1 PR <sub>0</sub> 管理2 PR <sub>1</sub> 管理3イ PR <sub>2</sub> 管理3ロ PR <sub>3</sub> 管理4 PR <sub>4</sub> (A, B) 管理4 PR <sub>4</sub> (C)	F (-)			要
	管理1 PR <sub>0</sub> 管理2 PR <sub>1</sub> 管理3イ PR <sub>2</sub> 管理3ロ PR <sub>3</sub> 管理4 PR <sub>4</sub> (A, B) 管理4 PR <sub>4</sub> (C)	F (+)			否
	管理1 PR <sub>0</sub> 管理2 PR <sub>1</sub> 管理3イ PR <sub>2</sub> 管理3ロ PR <sub>3</sub> 管理4 PR <sub>4</sub> (A, B) 管理4 PR <sub>4</sub> (C)	F (-)			要
	管理1 PR <sub>0</sub> 管理2 PR <sub>1</sub> 管理3イ PR <sub>2</sub> 管理3ロ PR <sub>3</sub> 管理4 PR <sub>4</sub> (A, B) 管理4 PR <sub>4</sub> (C)	F (+)			否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR<sub>0</sub> じん肺の所見がない。

PR<sub>1</sub> エックス線写真の像が第1型である。

PR<sub>2</sub> エックス線写真の像が第2型である。

PR<sub>3</sub> エックス線写真の像が第3型である。

PR<sub>4</sub> (A, B) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。

PR<sub>4</sub> (C) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。

F (-) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (H) じん肺による著しい肺機能障害がある。

様式第5号 (第17条関係)

じん肺管理区分等通知書

氏名

住所

年 月 日 都道府県労働基準局長により、じん肺法(第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。))の規定に基づきじん肺管理区分が決定されたので通知します。

		健康管理上留意すべき事項
じん肺管理区分	管理1	じん肺の所見はなく、特に就業上の制限はありません。
	管理2	粉じんにさらされる程度を少なくする必要があります。
	管理3イ	粉じんにさらされる程度を少なくする必要があります。 場合によっては、粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理3ロ	粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管理4	療養が必要です。
合併症	( )にかかっている。	療養が必要です。

年 月 日

職  
事業者  
氏名 ㊤

備考

- 「じん肺管理区分」の欄は、該当するじん肺管理区分を○で囲むこと。
- 「合併症」の欄は、合併症にかかっている場合に、( )の中にその合併症の名称を記入すること。

様式第6号 (第20条関係)

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		郵便番号( ) 電話( )
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真	枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の場合の規定	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する(労働者(労働者であった者))であることに相違ありません。 年 月 日 事業者 職 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
事業知者への可否	諾	否
年 月 日 郵便番号( ) 申請者 住所 氏名 電話( ) <span style="float: right;">㊟</span> 都道府県労働基準局長 殿		

備考

- 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業知者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。

様式第7号 (第35条関係)

第一面	
第 所 属 庁 職 名 氏 名 医師免許番号	年 月 日生 じん肺診査医の証 所属庁 印 昭和 年 月 日発行
第二面	
じん肺法(抄) (じん肺診査医の権限) 第40条 じん肺診査医は、前条第2項又は第3項の規定による職務を行うため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行う事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、又はエックス線写真若しくは診察録その他の物件を検査することができる。 2 前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第三面	
【参考】 (じん肺診査医) 第39条 (第1項 略) 2 中央じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うものとする。 3 地方じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うほか、第21条第4項の規定による指示に関する事務に参画するものとする。 (第4項及び第5項 略)	
第四面	
(余白)	

(縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル)



じん肺診査ハンドブック

労働省安全衛生部労働衛生課編

定価 2,500 円 (送料 300 円)

1978年 3月 15日 初 版

1979年 9月 20日 改訂第1版

1987年 10月 20日 改訂第4版

発行 中央労働災害防止協会

〒108 東京都港区芝5丁目35番1号 電話03(452)6841

禁複製・転載

落丁・乱丁本はお取替いたします

ISBN 4-8059-0097-0 C 3047 至 2500 E